

特定非営利活動法人  
日本炎症性腸疾患学会

定 款

制定 平成 20 年 10 月 4 日  
改訂 平成 23 年 9 月 27 日  
改訂 平成 24 年 6 月 19 日  
改訂 平成 25 年 7 月 17 日  
改訂 平成 27 年 8 月 6 日  
改訂 平成 27 年 11 月 17 日  
改訂 平成 28 年 9 月 21 日  
改訂 平成 30 年 7 月 20 日  
改訂 令和 1 年 9 月 3 日

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、特定非営利活動法人日本炎症性腸疾患学会といい、英語表記は Japanese Society for Inflammatory Bowel Disease とし、略称を JSIBD という。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を東京都新宿区下宮比町 2 番 28 号 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、発症傾向・遺伝学的発症因子に地域差を認める潰瘍性大腸炎およびクローン病などの炎症性腸疾患(難病対策対象疾患)の病因・病態、治療法に対するアジア地域としての研究促進を行うことにより、患者の QOL(Quality Of Life)向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

**第5条** この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 炎症性腸疾患に関する学術集会の開催事業
- (2) 炎症性腸疾患に関する研究及び研究者に対する支援事業
- (3) 炎症性腸疾患に関する多施設臨床研究の支援事業
- (4) 炎症性腸疾患専門医及び医療従事者の育成事業
- (5) 炎症性腸疾患に関する情報提供事業
- (6) 炎症性腸疾患に関する知識の普及及び啓発事業
- (7) その他法人の目的を達するために必要な事業

2. この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 炎症性腸疾患に関する臨床研究の受託事業

3. 前項に掲げる事業は、第 1 項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第 1 項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

**第6条** この法人の会員は、次の6種とし、正会員、名誉理事長会員、名誉会員及び功勞会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会し、この法人の運営を推進する個人
- (2) 準会員：この法人の目的に賛同して入会し、この法人の事業に協力する個人
- (3) 賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (4) 名誉理事長会員：66歳以上で、この法人の理事長を経験した個人
- (5) 名誉会員：66歳以上で、この法人に特に多大な功績を残し、理事会で推挙された個人
- (6) 功勞会員：66歳以上で、理事会で承認された個人

(入会)

**第7条** 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

**第8条** 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉理事長会員、名誉会員及び功勞会員は、会費の納入を要しない。

(会員の資格の喪失)

**第9条** 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

**第10条** 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

**第11条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、

議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員、顧問等及び職員

(種別及び定数)

**第12条** この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

**第13条** 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とし、副理事長は、理事長推薦とし理事会で決定する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

**第14条** 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

**第15条** 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了時点で65歳を超えて

の再任はしない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

**第16条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

**第17条** 役員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

**第18条** 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

（顧問及び相談役）

**第19条** この法人には、役員とは別に、顧問、相談役を置くことができる。ただし、顧問、相談役については、この法人に関する一切の権限を有しないものとする。

2 顧問、相談役は、大所高所の見地からこの法人のアドバイスが行なえるものを理事が推薦し、理事会の議決により選任するものとする。

（事務局及び職員）

**第20条** この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要なその他の職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、その他の職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

**第21条** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

**第22条** 総会は、正会員、名誉理事長会員、名誉会員及び功労会員をもって構成する。

(権能)

**第23条** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 解散における残余財産の帰属先
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

**第24条** 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

**第25条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第26条** 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

**第27条** 総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条** 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第29条** 各社員の表決権は、個人、団体問わず会費の多寡に関わらず平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した社員は、前2条（前条第1項ただし書きを除く。）及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

- 第30条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 社員総数及び出席者数（書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、社員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日（および社員総数）
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

**第31条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

**第32条** 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

**第33条** 理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたととき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

**第34条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第35条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

**第36条** 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第37条** 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条(第1項ただし書きを除く)及び次条第1



項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

**第38条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者若しくは電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 委員会

(種別)

**第39条** この法人は、業務の遂行に必要な各種委員会を置くことができる。

(構成)

**第40条** 委員会は、担当役員 1 名、委員長 1 名及び委員若干名をもって構成する。

- 2 必要に応じて副委員長を置くことができる。

(委嘱)

**第41条** 委員会の担当役員、委員長、副委員長及び委員は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(委員会の設置等)

**第42条** 委員会の設置又は解散は、理事会の議決による。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

**第43条** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

**第44条** この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

**第45条** この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て総会で報告する。

(会計の原則)

**第46条** この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

**第47条** この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

**第48条** この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

**第49条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

**第50条** 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

**第51条** この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

**第52条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

**第53条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、

又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

**第54条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

**第55条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

**第56条** この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

**第57条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の

議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

**第58条** この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第11章 雑則

(細則)

**第59条** この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
理事長 日比紀文  
副理事長 佐々木 巖  
理事 渡邊 守  
監事 松本譽之
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

正会員 (個人)	: 入会金 10,000 円	年会費 3,000 円
準会員 (個人)	: 入会金 10,000 円	年会費 2,000 円
賛助会員 (個人)	: 入会金 10,000 円	年会費 1 口金 100,000 円(1 口以上)
賛助会員 (団体)	: 入会金 10,000 円	年会費 1 口金 100,000 円(1 口以上)

附則

この定款は、東京都知事の認証を受けた日(平成 23 年 9 月 27 日)から施行する。

附則

この定款は、東京都知事の認証を受けた日(平成 24 年 6 月 19 日)から施行する。

附則

この定款は、東京都知事の認証を受けた日(平成 25 年 7 月 17 日)から施行する。

附則

この定款は、東京都知事の認証を受けた日(平成 27 年 8 月 6 日)から施行する。

附則

この定款は、東京都知事の認証を受けた日(平成 27 年 11 月 17 日)から施行する。

附則

この定款は、東京都知事の認証を受けた日(平成 28 年 9 月 21 日)から施行する。

附則

この定款は、東京都知事の認証を受けた日(平成 30 年 7 月 20 日)から施行する。

附則

この定款は、東京都知事の認証を受けた日(令和 1 年 9 月 3 日)から施行する。